報告第21号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

総合型地域クラブに対する運動教室運営委託契約支払費用に関する和解について、 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月1日

足立区長 近藤弥生

総合型地域クラブに対する運動教室運営委託契約支払費用について

足立区は、総合型地域クラブに対する運動教室運営委託契約支払費用について、 下記により和解する。

記

- 1 相手方 東京都足立区柳原 2 - 4 9 - 1 千寿桜堤中学校地域集会室 JOTOクラブ 代表者 会長 松林 正之
- 2 和解の要旨 別紙、和解合意書のとおり

以上

和解合意書

足立区(以下「甲」という。)と総合型地域クラブであるJOTOクラブ(以下「乙」という。)は、次のとおり合意する。

(基本合意)

第1条 甲は乙に対し、下記記載の契約(以下「本件契約」という。)に関する 支払費用として、合計金161,925円を支払う。

(契約及び支払費用の表示)

- 1 契約件名 介護予防事業 (スポーツウェルネス吹き矢) 運営委託 契約番号 32816号 契約期間 令和3年6月26日から令和4年3月31日 支払費用 8,925円
- 2 契約件名 地域コミュニティ事業(ボッチャ)運営委託 契約番号 32347号 契約期間 令和3年6月12日から令和4年3月31日 支払費用 71,400円
- 3 契約件名 地域コミュニティ事業 (ビーチボールバレー) 運営委託 契約番号 32617号 契約期間 令和3年6月26日から令和4年3月31日 支払費用 81,600円

(支払方法)

第2条 甲は、前条に定める金員について、乙が別に提出する口座振替依頼書 により指定された所定の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数 料は甲の負担とする。

(確認)

第3条 甲及び乙は、本合意書に定めるもののほかに、本件契約に関し甲及び 乙の間には何らの債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は、今 後名目の如何を問わず、本件契約に関して互いに何らの請求をしない。

本合意成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々その 1通を保有する。

令和4年9月1日

(住所)東京都足立区中央本町一丁目17番1号 (甲)

(名称) 足立区

代表者 区長 近藤弥生 印

(住所) 東京都足立区柳原 2-49-1千寿桜堤中学校地域集会室

(乙) JOTOクラブ

代表者 会長 松 林 正 之 印